

社会福祉法人 新潟慈生会
介護老人保健施設「マチュアハウス横越」

個人情報管理規程

(目的)

- 第1条 この規程は、介護老人保健施設・居宅介護支援事業所マチュアハウス横越（以下「当施設」という。）において個人情報の利用が拡大している事に鑑み、当施設における個人情報の取扱に関する基本的事項を定める事により、当施設の事務及び事業の適性かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する事を目的とする。
- 2 当施設における個人情報の取扱については、法令に定めるものの他、この規程に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義については、それぞれ各号に定めるところによる。
- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別する事が出来るもの（他の情報と照合する事が出来、それにより特定の個人を識別する事ができる事となるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報 当施設の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、当施設が保有しているものをいう
- (3) 個人情報ファイル
保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
- ① 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報をパソコン等を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- ② ①に掲げるものの他、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (4) 匿名化 個人情報の一部を削除又は加工する事により特定の個人を識別できない状態にすること。匿名化された情報は個人情報としては扱われない。

(個人情報の収集)

- 第3条 収集する個人情報の利用目的を明文化し、施設内の掲示又は設置、ホームページ等適切な方法により外部に公表する。
- 2 個人情報の収集は利用目的の達成に必要な限度において行う。
 - 3 収集済みの個人情報利用目的の変更を要する場合は、あらかじめ変更後の利用目的を公表する。
 - 4 前項の規定にかかわらず、契約書等の書面やホームページの入力結果等、本人から個人情報を取得する場合、書面上の明記等の手法により本人に対して利用目的を明示するものとする。

(個人情報の保管)

- 第4条 当施設は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。
- 2 当施設は、個人データの漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 当施設は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
 - 4 当施設は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

(個人情報の利用・目的の特定)

- 第5条 当施設は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規程により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前2条の規程により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。
 - (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるとき。
 - 3 当施設は、前項の規程に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

(第三者提供)

第6条 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規程の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 当施設が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合。
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合。
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

2 当施設は、前項第3号に規程する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(本人からの照会・対応等)

第7条 当施設は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- (2) 当施設の事業の適性な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- (3) 他の法令に違反することとなる場合。

2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。